

**八尾市立病院維持管理・運営事業（第2期）
実施方針**

平成29年9月1日

八尾市

目 次

第 1 ． 特定事業の選定に関する事項.....	1
1. 事業内容に関する事項.....	1
2. 特定事業の選定方法等に関する事項.....	7
第 2 ． 民間事業者の募集及び選定に関する事項.....	8
1. 民間事業者選定の方法.....	8
2. 選定スケジュール.....	8
3. 募集手続等	9
4. 応募者の備えるべき参加資格要件.....	11
5. 審査及び選定に関する事項.....	14
6. 提案書類の取り扱い.....	15
第 3 ． 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項.....	16
1. リスク分担の基本的考え方.....	16
2. 予想されるリスクと責任分担.....	16
3. リスクが顕在化した場合の費用負担の方法.....	16
4. 提供されるサービスの水準.....	16
5. 事業の実施状況の監視.....	16
第 4 ． 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項.....	18
1. 施設の概要（再掲）	18
2. 施設の立地条件.....	18
第 5 ． 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項.....	19
第 6 ． 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項.....	19
1. 事業の継続に関する基本的考え方.....	19
2. 継続が困難となった場合の措置.....	19
第 7 ． 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項.....	20
1. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援.....	20
2. その他の支援.....	20
第 8 ． その他特定事業の選定に関する必要な事項.....	21
1. 議会の議決について.....	21
2. 提案に伴う費用負担.....	21
3. 本実施方針に関する問合せ先.....	21

【様式】

様式 1 実施方針等に関する説明会参加申込書

様式 2 実施方針等に関する質問書・意見書 提出届

様式 3 実施方針等に関する質問書

様式 4 実施方針等に関する意見書

【添付】

添付 1 リスク分担表（案）

添付 2 業務要求水準書（案）

第 1. 特定事業の選定に関する事項

1. 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

八尾市立病院維持管理・運営事業（第 2 期）（以下「本事業」という。）

(2) 本事業に供される公共施設等の種類

医療施設（以下「本施設」という。）

(3) 公共施設等の管理者等の名称

八尾市長 田中誠太

(4) 事業実施場所

大阪府八尾市龍華町 1 丁目 3 番 1 号

(5) 施設の概要

本施設は、八尾市（以下「市」という。）が整備した市唯一の公立病院として、地域医療の中核を担うことを期待された急性期医療を中心とした高度医療を行う総合病院である。建物本体は、大規模災害の発生時においても、その機能が十分発揮できるものとするため、免震構造を採用している。なお、平成 26 年度から 27 年度にかけて別棟として北館が整備された。

面積	敷地面積 14,999.98m ² 建築面積 8,449.09m ² 延床面積 40,470.38m ² （駐車場 8,543.54 m ² 含む）
病床数	380 床（特別室（7 床）、個室（81 床）、4 床室（264 床）、HCU（14 床）、NICU（6 床）、ICU（6 床）、無菌病室（2 床））
構造物構成	【本館】 鉄骨造一部 RC 造、免震構造、地上 8 階、地下 1 階、塔屋 1 階、最高地上 41.55m
	【北館】 鉄骨造 地上 5 階 最高地上 23.00m
主要部門	病棟部門、リハビリ部門、管理部門、手術部門、中央検査部門、外来診療部門、放射線部門、生理検査部門、薬局部門、救急部門、SPD 部門、給食部門

(6) 市の状況等

市は市政運営の柱に「健康づくりの推進」を掲げており、平成 30 年 4 月には中核市に移行し保健所を設置することとなっている。また、平成 30 年度中には「健康都市宣言」を行う方向で検討が進んでおり、保健所設置市の公立病院として、地域医療への一層の貢献が求められている。

【八尾市総合計画での位置づけ（抜粋）】

<p>■八尾市第 5 次総合計画 「やお総合計画 2020～元気をつなぐまち、新しい河内の八尾～」</p>
<p>まちづくりの目標：誰もが安全で安心して住み続けられる八尾 政策名：医療・保健の体制の整備 施策 1 1 医療サービスの充実 基本方針：市立病院は、地域の中核病院として急性期医療・救急医療の充実を図り、市民の生命と健康を守る立場から、健全経営を図りつつ、小児救急を含む小児医療、周産期医療、救急医療、災害医療などの不採算医療分野を確保します。</p> <p>(2) 医療体制の充実 主な取り組み：市民が安心して市立病院を利用できるため、医療体制の充実を図り医療サービスの向上に努めます。</p> <p>施策 1 2 地域医療体制の充実 基本方針：市立病院は、地域の中核病院として市内医療機関とのネットワークを強化します。</p> <p>(1) 地域医療体制の連携強化 主な取り組み：市立病院は地域の中核病院として市内医療機関との連携を充実します。</p>

(7) 基本理念・基本方針

本施設は、平成 16 年 5 月の新病院の開院以降、平成 19 年には大阪府地域周産期母子医療センターの認定、平成 24 年には地域医療支援病院の承認、平成 27 年には国指定の地域がん診療連携拠点病院の指定を受ける等、「成長する公立病院」として、「医療の質の向上」（「がん診療」と「市民の病院としての地域医療」）と「健全経営」を追求しつつ、地域密着型医療を推進しており、地域医療の観点では、住民のニーズが高い「救急」と「周産期医療」に関する取り組みを進めている。

また、本施設は、八尾市立病院に求められる役割を実現していくため、「急性期病院機能の充実」、「地域医療支援病院としての活動の継続」、「地域がん診療

連携拠点病院としての活動の定着化」を推進しており、以下の基本理念・基本方針を掲げている。

■基本理念
1. 地域住民の健康な生活を守るため、高度で良質な医療を提供します。 1. 信頼される市の中核病院として、地域に密着した医療を推進します。 1. 市民に誇れる公立病院として、品格ある病院運営を実践します。
■基本方針
1. 医療安全を重視し、医療ニーズに対応した高度医療・急性期医療を充実させます。 2. 地域の医療機関との連携の強化と、保健・福祉分野との役割分担により、地域完結型の医療を確立します。 3. 救急医療、小児・周産期医療、災害医療などの政策医療を確保します。 4. 患者の意思と権利を尊重し、市民に信頼される病院をめざします。 5. 良心に基づく運営と公民協働による健全経営の維持により、職員が誇れる病院を追求します。 6. 医療従事者の教育・研修の充実により、医療水準の向上に努めます。

(8) PFI 導入の目的

八尾市立病院における PFI (Private Finance Initiative:民間資金を活用した社会資本整備手法) 導入の目的は、次のとおりである。

① 医療サービスの向上

八尾市立病院は、地域住民の健康を守る市の中核病院として、医療ニーズに対応した高度医療・政策医療を提供し続ける使命を担っており、PFI の導入により、医療周辺サービスを改善・充実することで、医療者が高度・良質・安全な医療提供ができるよう、「医療の質の向上」や「医療環境の向上」などの医療サービスの質の向上をめざす。

② 患者サービスの向上

八尾市立病院は、民間事業者の顧客本位の経営・運営ノウハウを活用する PFI の導入により、病院ボランティア、関係する諸団体、病院職員との連携のもとで意見をきめ細かく分析し、日々の活動に反映し、「患者サービスの向上」や「施設の利用しやすさ・機能の向上」、「病院情報へのアクセスの改善」などのサービスの質的向上を通じた患者中心の病院の実現をめざす。

③ コストの縮減

八尾市立病院は、医療行為等の直接的な医療サービスを除く周辺業務に関して、PFI の導入により、民間事業者のノウハウを病院運営に活用することによる全体的な PFI 事業の業務に係る「コストの縮減」、すなわち積極的な維持管理・運営に関する各業務のコストの縮減をめざしていく。特に、維持管理・運営に関するコストの大部分を占める建物・設備の大規模修繕、医療機器、医薬品や診療材料等の購入に係る調達コストの縮減については積極的な取組みによる、病院経営への貢献をめざす。

(9) 検討経緯

市では、平成 16 年 3 月に八尾医療 PFI 株式会社と運営型 PFI として、八尾市立病院維持管理・運営事業（以下「現 PFI 事業」という。）契約を締結し、平成 31 年 3 月末に事業期間終了を迎える。

現 PFI 事業では、以下の①、②の調査等により、PFI 導入の目的であった「医療サービスの向上」「患者サービスの向上」「コストの縮減」が達成されていることが確認できた。また、平成 28 年度に実施した③の検討により、定性的、定量的な効果を見込めることが確認でき、PFI 事業として継続することは望ましいと判断されたため、今般、実施方針の公表を行うものである。

- ① 八尾市立病院 PFI 事業検証のための実態調査・分析業務（平成 21 年度）
- ② 八尾市立病院 PFI 事業検証業務（平成 27 年度）
- ③ PFI 事業期間終了後の八尾市立病院維持管理・運営事業に関する検討業務（平成 28 年度）

(10) 事業の概要

本事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI 法」という。）に基づき、事業契約の締結により契約した事業者（以下「PFI 事業者」という。）が医療機器、備品等を調達、保有し、事業期間内における本施設の維持管理・運営に関する業務を行う。また、本事業は、事業期間終了後、PFI 事業者の所有する設備、什器、備品、消耗品等の所有権を、事業期間終了後、市に移転する方式（BOT : Build-Operation- Transfer）により実施する。

なお、病院事業の経営及び診療行為については、従来どおり市が行う。本事業における PFI 事業者の業務範囲は、次のとおりである。

① 建設・設備維持管理業務

ア 建物・設備維持管理業務

※事業期間内に発生するすべての修繕・更新に対応すること

- イ 外構施設保守管理業務
- ウ 警備業務
- エ 環境衛生管理業務（環境測定業務）
- オ 植栽管理業務
- ② 病院運営業務（医療法に基づく政令 8 業務）
 - ア 検体検査業務
 - イ 滅菌消毒業務
 - ウ 食事の提供業務
 - エ 医療機器の保守点検業務
 - オ 医療ガスの供給設備の保守点検業務
 - カ 洗濯業務
 - キ 清掃業務
- ③ その他病院運営業務
 - ア 医療事務業務
 - イ 物品管理・物流管理（SPD）業務
 - ウ 医療機器類の管理業務
 - エ 医療機器類の整備・更新業務
（PFI 事業者が整備・更新する医療機器類は、募集要項にて別途提示する）
 - オ 什器・備品の整備・更新・保守点検・管理業務
 - カ 総合医療情報システム等の運営・保守管理・整備・更新業務
 - キ 廃棄物処理関連業務
 - ク 院内保育施設の運営業務
 - ケ その他業務（電話交換業務、図書室運営業務、会議室管理業務）
 - コ 利便施設運営管理業務（食堂、売店等）
 - サ 危機管理業務
 - シ 経営支援業務
 - ス 一般管理業務（マネジメント業務を含む）

(11) 市が行う業務

市は、医療法に定める病院の開設者として、同法及び関連法令（法律、政令、省令、条例、企業管理規程及び要綱等。以下同様。）の適用のもとで本施設を運営・管理するものである。市の行う業務範囲・内容は、以下のとおり。

- ア 医療法及び関連法令に基づき、市が自ら行わなければならない診療、看護、院内薬剤・服薬指導、生理検査、医療サービスの提供に関する業務及び医療管理、病院経営に関する業務

(12) PFI 事業者の収入

市は、事業契約書に従い、本事業に必要なサービスの対価を支払う。ただし、利便施設運営管理業務については、PFI 事業者の独立採算業務とし、これに係る運営費用はサービスの対価に含まず、PFI 事業者の負担とする。

サービスの対価は、事業契約書に基づいて決定される金額をベースに毎年見直しを行い、物価変動を勘案して適宜改定を行う。本事業の運営開始後、事業期間終了までの間、事業契約書に定める額を PFI 事業者を支払うものとする。なお、モニタリングを行い、「業務要求水準書（案）」（添付 2）で定められた要求水準が満たされない場合は、サービスの対価の減額等を行う。サービスの対価の支払方法及び減額規定等の詳細については、募集要項等において提示し、事業契約書において定める。

(13) 本事業に関連する主な根拠法令等

- ア 医療法
- イ 地方自治法
- ウ 地方公営企業法
- エ 建築基準法
- オ 消防法
- カ 健康保険法
- キ 老人保健法
- ク 高齢者・身障者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法）
- ケ 薬事法
- コ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- サ 水質汚濁防止法
- シ 放射性同位元素等による放射性障害の防止に関する法律
- ス 高圧ガス保安法

その他、PFI 事業者は、本事業を実施するにあたり、必要とされる関係法令を遵守すること。

(14) 事業スケジュール（予定）

事業契約の締結	平成 31 年 1 月
準備引継期間	平成 31 年 1 月～平成 31 年 3 月
維持管理・運営期間	平成 31 年 4 月～平成 46 年 3 月

2. 特定事業の選定方法等に関する事項

(1) 特定事業選定の基本的考え方

本事業を PFI により実施することにより、従来の手法により実施した場合と比較して、事業期間全体を通じた市の財政負担の縮減が期待できる場合、又は財政負担が同一の水準である場合において、サービスの水準の向上を期待できる場合に、PFI 法第 7 条に基づく特定事業として選定する。

(2) 特定事業選定の手順

特定事業の選定に当たっては、以下の点について評価を行う。

- ア コスト算出による定量的評価
- イ PFI 事業として実施することの定性的評価
- ウ PFI 事業者に移転されるリスクの評価
- エ 上記ア～ウの総合的評価

(3) 特定事業の選定結果の公表

前号に基づいて本事業を特定事業として選定した場合は、その結果を、評価の内容と併わせ、公告その他の手続をもって速やかに公表する。また、特定事業の選定を行わないことにした場合にも、同様に公表する。

第2. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1. 民間事業者選定の方法

本事業では、各業務において、民間事業者による効率的・効果的なサービスの提供を求めることから、民間事業者のノウハウ、創意工夫を総合的に評価して選定することが必要とされる。したがって、事業者の選定方法は、公募型プロポーザル方式により行うものとする。

2. 選定スケジュール

民間事業者の募集・選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

日程	項目
平成 29 年 9 月	実施方針の公表
	実施方針に関する説明会
	関連図書の間覧
	実施方針に関する質問の受付
平成 29 年 11 月	実施方針に関する質問の回答
平成 29 年 12 月	特定事業の選定・公表
平成 30 年 1 月	募集要項等の公表
平成 30 年 2 月	現場説明会
	募集要項等に関する質問の受付・回答（第1回）
平成 30 年 3 月	参加表明書・参加資格確認書類の受付
	募集要項等に関する質問の受付・回答（第2回）
	資格審査結果の公表
平成 30 年 4 月	募集要項等に関する質問の受付・回答（第3回）
平成 30 年 7 月	提案書類の受付
平成 30 年 9 月	優先交渉権者の決定、公表
平成 30 年 11 月	仮契約の締結
平成 31 年 1 月	事業契約締結

3. 募集手続等

(1) 実施方針等の公表

本事業に対する民間事業者の参入の促進に向けて、本事業の実施方針等を公表するとともに、本施設の関連図書の閲覧及び有料配布を実施する。また、実施方針等に関する説明会を開催し、事業の内容、民間事業者の募集及び選定に関する事項等について、市の考え方の説明を行う。

① 実施方針等に関する説明会

市は、以下のとおり、実施方針等に関する説明会を開催し、事業の内容、民間事業者の募集及び選定に関する事項等について市の考え方を説明する。

実施方針等に関する説明会への参加希望者は、「実施方針等に関する説明会参加申込書」（様式1）に必要事項を記入の上、電子メールにより、下記に提出すること。なお、出席者は1事業者につき2名までとする。

ア 開催日時：平成29年9月13日（水）14時～16時

イ 開催場所：八尾市立病院 北館5階大会議室

ウ 受付期間：平成29年9月4日（月）～9月12日（火）17時まで

エ 提出方法：電子メールの添付ファイルとする

オ 申込先：byouin-pfi@city.yao.osaka.jp

※なお、当日は公表資料の配布は行わないので、各自持参のこと。

② 関連図書の閲覧

希望者に対し、関連図書を次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧期間：平成29年9月14日（木）～9月19日（火）

（ただし、土曜・日曜・祝・休日を除く。）

イ 閲覧時間：9時～17時（ただし、19日は15時まで）。関連図書の閲覧申込を①にて行った希望者に対して、閲覧時間を別途市より連絡する。

ウ 閲覧場所：八尾市立病院 北館401会議室

③ 図面等の有料配布

希望者に対し、本施設の設計図書の有料配布を次の要領で行う。希望する者は、「八尾市立病院設計図書購入希望」と明記のうえ、会社名、申込者氏名、住所、電話、必要な図面を記入して、電子メールで申し込みを行うこと（様式自由）。なお、頒布日時については、申込者に別途市より連絡する。

ア 申込期間：平成29年9月14日（木）～9月19日（火）

イ 頒布場所：八尾市立病院 事務局企画運営課

ウ 価格：実費

(2) 実施方針等に関する質問・意見の受付及び回答

事業者からの意見を募集要項等に反映するために、実施方針等に関する質問・意見の受付及び質問に対する回答を以下の要領により行う。

- ① 受付期間 : 平成 29 年 9 月 14 日 (木) ~ 9 月 28 日 (木) 17 時
- ② 提出方法 : 電子メールの添付ファイルとする (様式 2~4 による)
- ③ 提出先 : byouin-pfi@city.yao.osaka.jp
- ④ 回答方法

実施方針等に関する質問及び質問に対する回答は、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に係る質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると市が認めるものを除き、平成 29 年 11 月上旬に市のホームページにおいて公表する。なお、質問者名は公表しない。

⑤ 実施方針等に関する意見の取扱い

市は、実施方針等に関する意見に対し、個別に回答は行わないが、提出のあった意見のうち、市が必要であると判断した場合には直接ヒアリングを行うことがある。なお、実施方針等に関する意見の公表は行わない。

⑥ 実施方針等の変更

事業者からの質問・意見を踏まえ、特定事業の選定までに、実施方針等の内容を見直し、実施方針等の変更を行うことがある。なお、変更を行った場合は、速やかに、その内容を市のホームページにおいて公表する。

(3) 特定事業の選定・公表

実施方針等に対する意見も踏まえ、本事業を PFI 事業として実施することが適切であると認める場合、本事業を特定事業として選定し、その結果を市のホームページにおいて公表する。

(4) 募集要項等の公表、質問の受付・回答、結果の公表

特定事業の選定結果を踏まえ、平成 30 年 1 月に事業者選定審査のために必要な書類、提出方法、審査方法等を示した募集要項を市のホームページにおいて提示する。

提示後、募集要項の内容等に関する質問を一定期間受け付ける。応募を希望する場合、募集要項に示された手続に従い、事業者選定審査に必要な書類を提出すること。質問に対する回答及び審査の結果は、応募者に通知するとともに、市のホームページにおいて公表する。また、参加資格審査通知により参加資格の確認を受け

た応募者に対して、質問・意見の受付を行うほか、市が必要と認めた場合には、応募者に対して個別にヒアリングを行うこととする。

(5) 競争的対話の実施

本事業は第 2 期となる事業であるため、現 PFI 事業の状況を踏まえた上でより良い提案を求めることを目的とし、市は事業者の選定手続において、参加資格を得た個々の応募者との間で、提案締切までの期間に対話を行うことを予定している。具体的な方法、スケジュール等の詳細は募集要項公表時に公表する。

(6) 優先交渉権者の選定及び公表

提出された書類について、八尾市立病院 PFI 事業者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）にて審査を行い、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定し、応募者に通知するとともに市のホームページにおいて公表する。

(7) 優先交渉権者との交渉と事業契約の締結

選定した優先交渉権者と事業契約の締結に向けて市と協議し、事業契約を締結する。

4. 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 応募者の構成等

応募者の構成等については、次のとおりとする。

- ① 応募者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた法人（以下に定義する構成員及び協力企業）で構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。なお、応募者を構成する法人は構成員、協力企業のいずれかとし、各法人の定義は、以下のとおりとする。また、参加表明書の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続を行うこと。

構成員	本事業を遂行するに当たって必要な業務の一部を特別目的会社（以下「SPC」という。）から直接に受託・請負し、かつ SPC に出資を行う法人
協力企業	本事業を遂行するに当たって必要な業務の一部を SPC から直接に受託・請負するが、SPC には出資を行わない法人

- ② 構成員は、本事業に係る事業者選定審査の結果、契約締結を行う事業者として選定された場合は、SPC を設立し、出資を行うこと。

- ③ 応募者の構成員の変更は認めない。ただし、構成員を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、市と協議するものとし、市がその事情を検討の上、変更を認めた場合はこの限りではない。
- ④ 応募者の構成員は、他の応募者の構成員になることはできない。ただし、市が選定事業者との事業契約を締結後、選定されなかった応募者グループの構成員が、選定事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。
- ⑤ 協力企業は、複数の応募者の受託先となることが可能である。
- ⑥ 実施しようとする業務について、関係法令に基づく資格等を有する者で構成する。

(2) 応募者の参加資格要件

応募者は、関係法令等に基づく資格等を有する者で構成する者で業務を実施すること。ただし、応募グループの構成員には、建物・設備維持管理業務、検体検査業務、医療事務業務をそれぞれ適切に実施できる技術・知識・能力・実績・資金・信用等を備えた者が含まれていること。

(3) 応募者の制限

次のいずれかに該当する者は、応募者の構成員になることはできない。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ② 破産法（大正 11 年法律第 71 号）に基づき破産手続開始の申立がなされていない者であること。
- ③ 会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づき更生手続開始の申立がなされていない者であること。
- ④ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされていない者であること。
- ⑤ 会社法（平成 18 年法律第 66 号）に基づき会社の特別清算の申立がなされていない者であること。
- ⑥ 最近 1 年間の法人税、法人市民税、法人事業税、消費税を滞納している者
- ⑦ 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者
 - ア PwC アドバイザリー合同会社
 - イ ㈱病院システム
 - ウ ㈱山下ピー・エム・コンサルタンツ
 - エ 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業
- ⑧ 審査委員会の委員若しくは委員が属する企業と資本面若しくは人事面において関連がある者ではないこと。
- ⑨ 八尾市暴力団排除条例（平成 25 年八尾市条例第 20 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者に該当する者でないこと。

(4) SPC の設立等

応募者は、本事業に係る事業者選定審査の結果、契約締結を行う事業者として選定された場合は、本事業を実施する会社法に定める株式会社として SPC を設立する。応募者グループの構成員は、当該会社に対して出資するものとする。

すべての出資者は、事業契約が終了するまで SPC の株式を保有するものとし、市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはならない。

(5) 参加資格要件の確認

参加資格要件の確認基準日は、募集要項の公表日とする。

(6) 参加資格の喪失

応募者が、参加資格審査の確認日から優先交渉権者決定までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合は、原則として当該応募者の参加資格を取り消すものとする。ただし、本事業の円滑かつ確実な履行に支障がないような必要な措置が講じられた場合は、状況に応じて市が当該応募者の参加資格の有効性について、総合的に判断する。なお、優先交渉権者決定後から事業契約締結までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合についても、原則として参加資格を取り消すものとする。

5. 審査及び選定に関する事項

(1) 審査及び選定の基本的考え方

- ① 応募者の審査及び選定に当たっては、透明性、客観性及び公平性の確保に努めるものとする。
- ② 審査は、学識経験者、市関係団体、市職員等により構成される審査委員会において行うものとする。
- ③ 審査委員会の委員は次のとおりとし、審査基準は募集要項にて公表する。
(敬称略、五十音順)

委員名	所属
貴島 秀樹	八尾市医師会 副会長
富田 高明	八尾市歯科医師会 副会長
豊口 雅子	八尾市薬剤師会 副会長
中川 美雪	あずさ監査法人 公認会計士
原田 峻平	岐阜大学 教育学部 助教
星田 四朗	八尾市立病院 病院長
横山 幸司	滋賀大学 社会連携研究センター 教授

- ④ 審査委員会は、予め設定した「審査基準」に従って、価格のみならず、維持管理業務や運營業務における遂行能力や事業計画の妥当性、市の要求するサービス水準との適合性、資金調達計画の確実性、リスク負担能力等から評価を行い、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定する。

(2) 事業者の選定

事業者の選定では参加資格審査と提案審査を実施する。参加資格審査により参加資格を確認して事業提案書提出者を決定する。参加資格が確認された事業提案書提出者に対して、審査委員会が提案審査として事業提案書の審査を実施する。市は、審査委員会が実施した審議の経過及び結果を踏まえ、優先交渉権者を決定し、契約手続を行う。参加資格審査及び提案審査の主な視点は次のとおり。

参加資格審査	・参加資格の審査
提案審査	・本事業の提案内容 (事業計画、維持管理・運営に関する業務に係る事項) ・価格

(3) 選定結果の公表

審査及び選定の結果については、市のホームページにおいて公表する。

6. 提案書類の取り扱い

(1) 著作権

提案書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、市は、提案書類の全部又は一部を使用できるものとする。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負う。

第3. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. リスク分担の基本的考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、最も適切かつ低廉にリスクを管理することのできる主体がリスクを分担することにより、事業全体のリスクを低減し、事業全体の効率化及びより低廉で質の高いサービスの提供をめざしている。

従って、PFI 事業者の担当する業務に係るリスクは基本的に PFI 事業者が負うものとする。ただし、PFI 事業者が適切かつ低廉に管理することができないと認められるリスクについては、市がそのすべて又は一部を負うこととする。

2. 予想されるリスクと責任分担

市と PFI 事業者とのリスク分担は、原則として「リスク分担表（案）」（添付 1）によることとする。具体的内容については、実施方針に関する意見等の結果を踏まえ、募集要項公表時に示し、最終的には事業契約で明文化することとする。

3. リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

原則として、市又は PFI 事業者のいずれかが責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用は、その責任を負う者が全額負担するものとする。また、市及び PFI 事業者が分担して責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用の負担方法については、募集要項において定めるほか、詳細については事業契約において定める。

4. 提供されるサービスの水準

本事業において実施する業務のサービス水準については、要求水準として、「業務要求水準書（案）」（添付 2）にて提示する。

5. 事業の実施状況の監視

(1) 監視の目的

市が本事業目的を達成するために、PFI 事業者が定められた業務を確実に遂行し、募集要項にて提示される市の要求水準の達成及び事業者の提案内容の実施状況を確認するための監視（モニタリング）を行う。

(2) 監視の時期

事業の監視は、事業期間内において実施される。

(3) 監視の方法

PFI 事業者は、自らが実施する日常的な監視については、本事業の事業目的を勘案し業務を実施するうえで最も効率的かつ効果的と考える監視手法を提案し、市との間で合意された手法をもって、PFI 事業者が実施し、市に報告する。監視の実施及び報告に必要な費用については、PFI 事業者が負担することとする。

なお、市は、定期的また随時に独自の方法により監視を行い、その費用については市が負担する。

(4) 監視の効果

監視の結果は、市から PFI 事業者に対して支払われるサービスの対価の算定及び支払時期の基準となり、あらかじめ定められた条件若しくは要求水準を一定以上下回る場合には、支払の延期や改善勧告、支払減額、契約解除等の対象となる。

第4. 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 施設の概要（再掲）

面積	敷地面積 14,999.98m ² 建築面積 8,449.09m ² 延床面積 40,470.38m ² （駐車場 8,543.54 m ² 含む）
病床数	380床（特別室（7床）、個室（81床）、4床室（264床）、HCU（14床）、NICU（6床）、ICU（6床）、無菌病室（2床））
構造物構成	【本館】 鉄骨造一部RC造、免震構造、地上8階、地下1階、塔屋1階、最高地上41.55m
	【北館】 鉄骨造 地上5階 最高地上23.00m
主要部門	病棟部門、リハビリ部門、管理部門、手術部門、中央検査部門、外来診療部門、放射線部門、生理検査部門、薬局部門、救急部門、SPD部門、給食部門

2. 施設の立地条件

(1) 立地：大阪府八尾市龍華町1丁目3番1号

(2) 地域地区等：

- ① 用途地域：近隣商業地域
- ② 建ぺい率：80%
- ③ 容積率：300%
- ④ 防火指定：防火地域

第5. 事業契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の解決方法については、協議の方法や意思決定に要する期間、仲裁者の選定や仲裁の方法及び期間等に関する規定等を含め、その具体的措置を事業契約書に規定する。

また、事業契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第6. 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

1. 事業の継続に関する基本的考え方

事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約で定める事由ごとに、市及びPFI事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じることとする。PFI事業者によって本事業の実施を継続することが困難となり、医療サービスの提供に支障が生じると判断される場合においては、事業契約の中途解除等を行うことがある。

2. 継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。なお、詳細は、事業契約で定める。

(1) PFI事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ① PFI事業者の提供するサービスが事業契約に定める市の要求基準を下回る場合、その他事業契約で定めるPFI事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は、PFI事業者に対して、修復勧告を行い、一定期間内に修復策の提出・実施を求めることができる。PFI事業者が当該期間内に修復をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解除することができる。
- ② PFI事業者が倒産し、又はPFI事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は事業契約を解除することができる。

(2) 市の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、PFI事業者は事業契約を解除することができるものとする。
- ② 前号の規定によりPFI事業者が事業契約を解除した場合、市は、PFI事業者が生じる損害を賠償するものとする。

(3) 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合

- ① 不可抗力、その他市又はPFI事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市とPFI事業者は事業継続の可否について協議を行う。
 - ② 一定の期間内に協議が整わないときは、それぞれの相手方に事前に書面による通知を行うことにより、市及びPFI事業者は、事業契約を解除することができるものとする。
 - ③ 不可抗力の定義については、募集要項において提示するものとする。
- (4) 金融機関と市の協議（直接協定）

事業の継続性をできるだけ確保する目的で、市はPFI事業者に対し資金供給を行う者と直接協議を行い、契約を締結することがある。

第7. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1. 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援

- (1) 業務を行うために必要な本施設等は、市により無償で提供することがある。
- (2) 法制上及び税制上の措置は想定していない。
- (3) PFI事業者が事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、市はこれらの支援をPFI事業者が受けることができるよう努めるものとする。
- (4) 市は、PFI事業者に対する補助、出資等の支援は行わない。

2. その他の支援

市は、PFI事業者による業務実施に必要な許認可等がある場合はその取得に関し、協力する。

第8. その他特定事業の選定に関する必要な事項

1. 議会の議決について

市は、債務負担行為に関する予算議案を八尾市議会に提出し、議決を受ける。

2. 提案に伴う費用負担

提案に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

3. 本実施方針に関する問合せ先

八尾市立病院 事務局企画運営課 (PFI 担当)

住所：八尾市龍華町1丁目3番1号

電話：072-922-0881

FAX：072-924-4820

電子メール：byouin-pfi@city.yao.osaka.jp

八尾市ホームページ：http://www.city.yao.osaka.jp/